第2 県民環境部門

施設名	事業名	事業主体	事業內容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措 置	説明	根拠法令等	摘要
隣保館	隣保館等 施設整備 事業	市町村	生活環境等の安定向上を 図る必要のある地域の住 民の福祉の向上を図るた め、隣保館の新設、増築 及び改築事業並びに設備 の整備	国間 補助対象 事業費の 1/2	県複 補助対象 事業費の 1/4	一般補助 施設整備 等事業 〈充当率〉 75%		<補助対象事業費> 本体工事費、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備 工事費	地方改善施 設整備費補 助金交付要 綱	人権推進課
重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業	国国 教の (ー 施等 等当 率 30% ペルタ	元利省の30% と	 (補助対象事業> 次に揚げる事業とする(※事業施工上必要な調査事業を含む。)。なお、(1) ゆ (イ) ~ (エ) については、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。 (力 建速物 ア 修理事業 (7) 解体修理、単解体修理、歴長背替、塗装修理、部分修理、移総修理 (0) 集等者因循、消火設備、避需設備、防盗、防犯設備、避難影価の設置工事 (4) 島原虫音動除、危険木診所及び危険木対策工事 (5) 島原虫音動除、危険木診所及び危険木対策工事 (6) 島原虫音動除、危険木診所及び危険木対策工事 (7) 朱端技術活用調查 (4) 集要文化財建造物の公開活用に資する健腐施設 (便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの (中装を含む。) (4) 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設 (便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの) 少廃価 (2) 乗変工と財建造物の公開活用に資する体の機構、 (2) 美術工芸品 下 修理事業 (7) 修理 (4) 終題 (4) (4) その他保存のために必要なもの(保存箱、台座等)の新調及び修理工事 (5) (5) との他保存のために必要なもの(保存箱、台座等)の新調及び修理工事 (7) 集造物の管理事業に準する工事 (7) 集衛工芸品を直接保護するための未指定建造物の屋根 倉幣 及び修理工事 (2) 実害復旧工事 (2) 実害復旧工事 (2) 実害復旧工事 (7) (4) 本の保護量の製造工事 (2) 実害復旧工事 (2) (2) 不同活用事業 (2) 不同活用事業 (2) 不同活用事業 (3) 不定だし、特に認めたものに限る 	文法 文章 文	文化財

施部名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説 明	根拠法令等	摘要
重要文化块等复造物	文化財保存事業	市町村	登録有形文化財 (建造物・美術工芸品) 修理等事業	国政教の 地合、特材補さ経あ		ー 施等事当率 > 90%	元の30%は一定の30%は10%の10%の10%の10%の10%の10%の10%の10%の10%の10%の	(本語)対象事業〉 1 ・・・ 1 ・・・ 1 ・・・ 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	文法 文事補要 登化物芸等庫化化業助網 蘇时,毛岛等植物 化化类助钢 蘇門,是一個大學,是一個大學,也不是一個大學,也不是一個大學,也不是一個大學,也不是一個大學,也不是一個大學,也不是一個大學,也不是	文化財

施設名	事業名	事業主体	事業內容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	重要伝統的建造物群保存地区保存等事業	国		一般組織 施設事業 今(充%) 90% 一ド	元利償還% を政告等人	(補助対象事業) (1) 保存地区保存事業 保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等の 行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業で次に掲げる 事業とする。 ① 伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以 下「伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以 下「伝統的建造物が製(これと密接な関連を有する内部を含む。)に係る修理事業のうち、それらの 増築、改築又は移転で当該伝統的建造物群の特性を維持する ため特に必要なもの。 ② 伝統的建造物が外観(これと密接な関連を有する内部を含む。)に係る修理事業のうち、その修繕又は模様替えで当該 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の修景事業のうち、それらの新築、増築、改築、移転又は除却で当該保存地区の歴史的風致の維持のため 特に必要なもの。 ④ 建築物等の外観(これと密接な関連を有する内部を含む。)に係る修算事業のうち、その修繕又は模様替えで当該保存地区の歴史的風致の維持のため 特に必要なもの。 ⑤ 保存地区内内自然物及び土地の復旧事業又は修景事業で当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。 ⑥ 保存地区内における建造物等の安全性確保に必要な耐震 診断。 ⑦ 保存地区内における建造物等の安全性確保に必要な耐震 診断。 ② 保存地区内における建造物及びその他の物件の管理のために必定環境保全事業及び防災施設、標識、説明板等の施設設備を整備する事業又は保存地区の防災性能の向上のため実施する災害シミュレーション解析等の先端技術を活用した事業で当該保存地区の保存のために特に必要なもの。 ⑥ 伝統的建造物及びその敷地又は保存地区内の土地及び建築物で、当該保存地区の保存のために特に必要なもの。 ② 保存地区へ開活用のために市町村が自ら行う次に掲げる事業とする。ただし、①については、所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助することも可能とする。 ① 保存地区内の金階循目に資すると備(便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの(内装を含む。))の整備 ⑤ 保存地区内の公開活用に資する資内設備・情報機器の整備 ⑥ 保存地区内の公開活用に資する資内設備・情報機器の整備 ⑥ 保存地区の四足解の促進に資する情報発信事業	文法 文字 电型存储 医电子	文化財室
			地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	国的 補助対象 経費の 50%		一般報報開 等事当率) 90% ※ハード のみ	元の30%を基準契値に算り、	 (補助対象事業> 埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業 (1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業 ア 埋蔵文化財センター(埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設)の収蔵・防災及び展示・活用設備整備 (埋蔵文化財の公開を目的とした展示設備(埋蔵文化財展示設備)の整備 (2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業 案内核・説明板等の設置 イ 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業 ウ 埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンボジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業 エ 公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財(出土品・記録類)の分類・再分類・収納・再収納等 オ 埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作 	文法 文事補要 地ある財費要 地ある財費要 地ある財費要 頭 地	文化財 室

加記令	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措 置	説明	根拠法令等	摘要
国 是 3 代 具 3 多 3 年	文化財保存事業	市町村	歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業	国直 相番の 50%		- 施等 5 年 9 9 % ハ A - ド	元金を政に第二章 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	 (本部)対象事業> (大部)で、登録記念物、歴史の道又は石垣等の保存活用のために行う次に指げる事業とする。なお、(1) ② (ただし、人を解文)。 (1) ② (たびし、) ② (たびし、人を解文)。 (1) ② (たびし、) ② (たびし、人を解文)。 (1) ② (たびし、) ② (たびし、) ② (たびし、) 〇 (たびし、) ② (たびし、	文法 文事補要 歷き総備庫	文化財室

i	施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説 明	根拠法令等	摘要
-	重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	史跡等購入	幅助対象 経費の 4/5		一般補助 施設整備 等事業 〈充当率〉 90% ※ハード のみ	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	〈補助対象事業〉 史跡等の保存のために行う次に掲げる土地の買上げ等(別に定める基準によりあらかじめ文化庁長官の承認を受けて、地方公共団体が先行取得に係る地方債を償還する事業を含む。)の事業(1) 史跡等の優存と(資本)をなず地域にある土地の買上げ等(2) 史跡等の保存と、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等(3) 史跡等の保存及び活用上、整地、餘景、復原等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等(4) 史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有化が必要である地域にある土地の買上げ等(5) 歴史上又は学術上の価値が極めて高く史跡等に指定して保存する必要があると認められる記念物のうち、史跡等指定について所有者その他の権利者の同意が得られている等指定を行うことが確実な状況となっているもので、当該地域を公有化しなければ指定し、保存することが困難であるものに係る前各号に該当する土地の買上げ等	文化財保護 文化財保関係存係 文化業費金交 要綱 史勝等購利 史費項	文化財室
				重要文化財等防災施設整備事業	国国		一般	元利償還%を基需要人	《補助対象事業》 次に掲げる事業とする(これらの事業施工上必要な調査事業を含む。)。ただし、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群免产担区の事業については、地方公共団体が与う事業に対し地方公共団体がその結費を補助する事業とする。 (1) 防災施設 ア 汚水施設、避雷施設、警報施設、防盗・防犯施設の設置工事(土木・建築工事であって、施設と一体的に整備されるものに限る。)	文法 文事補要 重等整国項 医防偏庸 有原体 医皮肤	文化財室

施設名	事業名	事業主体	事業內容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	観光拠点整備事業 (高付加修・整備促進 事業)	国		一施等 第 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		《補助対象をなる事業は、(1) 又は(2) に加え(3) から(5) を全で満た十事業 画を流化している場合に限る。 (1) のイからオ及び(1) ③イからウについては、保存活用計画を流化している場合に限る。 (1) な化財建造物、記念物及び重要伝統的建造物酵保存地区(2) 高付加価値化改修事業 建造物を否用するために必要な保存活用計画の策定 イ 建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定 イ 建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定 イ 建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定 イ 生造物を活用するために必要な保存が更重 (活用のための安全性確保に追加的に必要となる性能の確保を図るものに限 ス。) 、	文法 文用助拠業網 観備付き財修進庫 化 化事金点) 光事加れへ・事補 し の 光 の の の の の の の の の の の の の の の の の	文化財

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交 付 税 措 置	説 明	根拠法令等	摘 要
公共施設等	地域脱炭再進を不付脱が出来る。	市町村・一部事務組合等	意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援	国庫 対象経費 の原則 2/3		一般補助 施等事業 〈充当率〉 75% のみ		〈交付要件〉 脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴う CO₂排出実質ゼロ達成等) 〈交付限度額〉 1 計画あたり 5,000,000 千円 〈対象事業〉 1 CO₂排出削域に向けた設備導入事業 ((1) は必須) (1) 再工ネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域神益型) 地域の再エネボテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ア 再エネ整電設備:太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 イ 再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備:地中熱、温泉熱 等 (2) 基盤インフラ設備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ア 自営線、熱導管 イ 蓄電池、充放電設備 ウ 再エネ由来水素関連設備 エ エネマネシステム 等 (3)省 CO₂等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省 CO₂等設備の導入 ア ZBB・ZBI、断熱改修 イ ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ウ その他省 CO₂設備(高効率換気・空調、コジェネ等) 2 効果促進事業 1 の事業と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト 事業等 〈事業期間〉 おおむね5年程度 〈備考〉 複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位 置付けた事業は牛度情調整及び事業問調整が可能)。 各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備 等も対象に含む。	二酸化炭素对价度 经银行 化原子 化脱环 电子电子 化脱环 电子电子 化多子子 化多子子 化多子子 化多二甲子子 化多氯	地球温暖化対策課
	地域移主体企业,也是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	市町村・一部事務組合等	意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援	国間 対象経費 の1/3~ 2/3、定額		一施設事業率、75%、ドのみ		(交付要件> 再エネ発電設備を一定以上導入すること (指定都市・中核市・施行時特例市:1 MF以上、その他市町村:0.5MF以上)	二排策付脱行推企。 网络拉克 医克克克氏 医克克克氏 医皮肤	

方言名	事業	A 第	非 養 主本	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	鋭 明	根拠法令等	摘 要
乙⇒方言含	がました。 地域エン・ に 地域エン・ に リス・化を現共応・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	素:「、型、	寸・一部事务且	災害・停電時に公共施設 ヘエネルギー供給が可能 な再生可能エネルギー設 備等の導入を支援	国直 対象経費 の1/3~ 2/3		一般補助 施設整業 く充等事当 75% ※ハード のみ		<補助対象> 地方公共団体(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公 共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可) <対象事業> 平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等を可能にするため、公共施設※への再生可能エネルギー設備等の導入を支援 ※ 地方防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設 再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2型設備(高機能換気設備、省エネ型净化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。	二様策助レス化現施立工設権と関連を出事金ジ・をす設・ネ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地球温暖化対策課
	ZEB 皆向にイクリング という	四木。一 音写系系	寸•一邪事务	地方公共団体の所有する 建築物に対し、ZEBの実 現に必要となる省エネ、 省CO2性の高いシステ ムや高性能設備機器等の 導入にかか事業	国直 対象事業 費の1/4 ~2/3		一般雑覧 施等事当率 く 充当 ** ハード		 ※ 本語用整築物において、ZEB※の実現に必要な省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等の導入を支援する。 ※ ZEB(ゼブ:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)省エネによって使うコネルギーを減らし、再生可能エネルギー等の導入によって使う分のエネルギーを創り、年間のエネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることを目指した建物 	建築 アイス の の・ 化事 築 日	地球温暖分類

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措 置	説明	根拠法令等	摘 要
名 净化槽等	公共等略事業	体 市町村・一部事務組合等	地域を単位にを備を助いた。 地域を単位にを を備を のまでする ののでする ののでするでする ののでする ののでする ののでする ののでする ののでする ののでする ののでする のの	(国)	(学費処槽み放変費で5)	下 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	「元金を政に(補44費分 142 142 142 142 142 142 143	 〈交付対象事業費〉 工事費(本工事費、付帯工事費)及び事務費で算定方法は「循環型社会形成権 定付金交付取役要領」第7の規定に増する。 〈事業の対象となる地域〉 下本道法(報句33年法律等79号)第4条第1項又は同法第25条の23第1項に表づき策定され下業計制に定められた予定処理区域以外の地域であって、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適当と認める地域。 〈交付対象鏡開〉 (1) 浄化槽設置事業 市町村が浄化槽文は支則浄化槽者しくは共同浄化槽(市町村が管理するものに限る。)を設置する事業であって、次のア又はイに設置するものであること。 イ上記で以外の場合で、市町村が浄化槽による汚水処理が必要と認めて設置するものであること。 (2) 浄化槽を変集するものであること。 (3) 浄化槽で変集であるの、または市町村が定める浄化槽長寿命化槽の支盤に高く事業であって、災害に伴し必要となった浄化槽を変集するものであること。 (3) 浄化槽を変集するもの、または市町村が定める浄化槽長寿命化構図は支援制作化標件のより発化を設定の海型となった浄化槽を変量するものに限る。)の設定に直接必要なの範囲とする。 (3) 浄化槽を変集するもの、または市町村が定め各合作機長寿命化槽図は支援制作化槽はの変数である。と、次・浄化槽を収集するものであること。 〈交付対象経費> (1) 浄化槽変度をするものであること。 〈交付対象経費> (1) 浄化槽変度をできるの範囲とする。 (4) 海北海海岸・大海県・大海県・大海県・大海県・大海県・大海県・大海県・大海県・大海県・大海県	 产业、企会事实。 企交要 会交要 会交要 会交更 会交更<	水大境

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措 置	説明	根拠法令等	摘 要
浄化槽等	公共浄化備業	市町村・一部事務組合等				く前ページかり	らの続き〉	マダ代要件(共通)> コスト縮級を経営改善に資する「①呼口等の民間居用、②大型や化槽による共同化、③公常会業会計の適用」を検討するものとし、次のアから力の全でを強定するのであること。 ア 浄化槽文は変則浄化構造しくは共同浄化槽の治したが高くといて文書で承諾を得ていること イ 事実の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別(共の性情)と成法、事業実施地域内の全戸に戸別、共の性情)と成法、事業実施地域内の全戸に戸別、大田位権では変別浄化槽方とは共同浄化槽を整備市る事業であると、全戸に戸別で設置するより名経済的・効率的である場合して、事業実施地域内一部を共同浄化槽(と対、対しの人以内)で整備可能 の人以内)で整備可能 の人は、事業実施地域の一部を共同浄化槽(と対、大田) 同浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内(を開)・合作機では、支別浄化槽を放成が発した関係での性情を対しては、実同浄化槽を放成の特性情を対しては、実同浄化槽を設定の持たでの他情を対なが、大田)を作用を含またの数様な別を把握して、実別や時間を含した。のでは、住民に対して、基準接続の場合にあっては、住民に対して、支援機能・支援の体性を設定が発生を表して、実施し、本事業により整備され、環境の計を注入した。 オー町村が、環境経過度発作性(別に定める司法と、オー町村の、環境経過度が浄化槽(今の要件に該当するもの)の整備を行う原、各年度の整備計画に基づき、浄化槽をものであること イ 整備計画の(年度毎)事業計画額のうちの割以上が単発処理の対にでの整備であることと ・ 地間がより、環境に保険に対しられた施設に浄化槽へののためで表として、対しのとな以下の世帯を設めする場合は、単級処理浄化槽へののために接て中継処理静化槽へののであることと ・ 地間がより、一部と対している世帯を修っなり、中にを持て中継処理・作性を整備があるのを発で、一部と対していると、上の2を以下の地間が表別に対したの生のを発化で、あり、1年に対したの大田を発生的である。とと、(イ) 当該特定既存単独処理浄化槽が、現り強の場合を持定とり実施していること。 ・ (イ) 生態を対で、大田・単処理所になり、かつ、同話に基づく放定を開からのを表であり、次の「ア)が定度存単独処理浄化槽(の別に定める変性能関する事でのの変したの性で、を変したし様を変していること。 ・ (イ) 生態を変したり、大田・町が、大田・町		

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説 明	根拠法令等	摘 要
浄化槽等	浄化性の 神の 神の 神の 神の 神の 神の 神の 神の 神の 神	市町村・一部事務組合等	既設合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業 ※単独処理浄化槽や家庭用小型合併処理浄化槽は対象外	国庫 教の 1/2 場は国体を地域では、国体を地域である。 1/2 場に、日本を地域である。 1/2 場に、日本体を地域である。 1/4 は、1/4 は		下水道事 業 (希当率) 100%	元利償産 金基等の 49% ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〈補助対象事業〉 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る機械設備等の改修・導入事業 〈補助要件〉 ・ 原則として、下水道供用区域及び下水道法に基づき策定された予定処理区域以外の地域における農業・漁業集落排水施設を除いた、30人槽以上の既設合併処理浄化槽に設置された電動の機械設備等の改修等であること。 ・ 上記要件を満た寸機械設備の改修・導入によって事業の対象となった機器のCO。排出量を事業前から 20%以上削減できること。 ・ 以下の①又は②若しくはその組み合わせによる事業であること。 ① プロワ:組み込まれたモーターについて、効率が IEC 規格(国際電気標準会議)で規定される効率クラス IE3 (プレミアム効率)と同等以上のものとなる省エネ型プロワへの更新② ② その他設備:①に該当しない設備について、省エネ型設備の導入(ただし、一定の要件を満たすものに限る。)	二酸化炭素対策等 排出抑業量 (化槽) (水理) (水理) (水理) (水理) (水理) (水理) (水理) (水理	水大気環境課
	浄化テル (リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リ	市町村・一部事務組合等	既設合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率が機被設備等を導入する事業 ※単独処理浄化槽や家庭用小型合併処理浄化槽は対象外	国的		下水道事 業 〈充当率〉 100%	元金を基準要人 の49%財額 (事等分 44%単算分 45%)	<補助対象事業> 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る本体交換事業 <補助要件> ・ 原則として、下水道供用区域及び下水道法に基づき策定された予定処理区域以外の地域における農業・漁業集落排水施設を除いた、30人槽以上の既設合併処理浄化槽で、先進的省エネ型浄化槽への本体交換。 ・ 浄化槽本体を省エネ型の最新式浄化槽に交換することによって、CO₂排出量を46%以上削減できること。		
	浄化・原体 (作の) (作の	市町村・一部事務組合等	既設合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー 一起源二級化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業 ※単独処理浄化槽や家庭 用小型合併処理浄化槽は対象外	国的教の境子の場合では、1/2 ※は全槽合で公等補及する。		下水道事	元金 医 原 经	《補助対象事業》 浄化槽の所有者が機械設備等の改修・導入事業又は本体交換事業 と併せて行う再生可能エネルギー設備(太陽光発電、蓄電池等)の導入事業 ・ 浄化槽の所有者が機械設備等の改修・導入事業又は本体交換事業と併せて行う再生可能エネルギー設備が、当該手業であり、当該再生用能エネルギー設備が、当該事業により改修または交換した浄化槽において必要とされる電力量を賄う設備で、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費されることが可能なものであり。固定価格買取削度(FIT) はる売電を行わないものであると同時に、FIP 制度の認定を取得しないものであり、特に太陽光発電設備等の設置や電力供給等、実施にあたっては関係諸法令・基準等を遵守するとともに、CO。排出量の削減に資する事業。		

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	鋭 明	根拠法令等	摘 要
廃棄物処理施設	循環型社 会形成位金 (マテリサ アルリサ イクル推 進施設)	市町村・一部事務組合等	マテリアルリサイクル推進施設の新設、増設	国直 交付基本 額の 1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%)	〈交付対象事業〉 地域計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 を参照 〈交付対象団体〉 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物 処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 ただし、離島地域、山村地域、半島地域、過疎地域にある市町村	循環型社会 形成推進交 付金交付 網 循環型社会 形成推進交 付金交付取 扱要額	資源循 環推進 課
	循環型社 会形成位金 (エーロ収 型廃棄物 処理施設)	市町村・一部事務組合等	エネルギー回収型廃棄物 処理施設の新設、増設	東京 本3 (高木回収 なび 4 を 2 を 3 を 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 5 で 5 で 5 で 5 で 6 で 5 で 5 で 6 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7		一般廃棄 物処理事業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含む)	元利償還 金の50% を基等要額 (財対債 は50%)	を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。		
	循環型社 会形成推 進交付金 (廃棄中継 施設)	市町村・一部事務組合等	廃棄物運搬中継施設の新設、増設	国直 交付基本 額の1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需算額 に算入 (財対債 は50%)			
	循環型社 会形成推 進交付機性 存棄物リ サイクル 推進施設)	市町村・一部事務組合等	有機性廃棄物リサイクル 推進施設の新設、増設	国市 交付基本 額の 1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 むr)	元利償還 金の50% を基準財 政需要預 (財対債 は50%)			
	循環形成性 (場場で (場場で (場場で (場場で)) (東接と の立施))	市町村・一部事務組合等	最終処分場の新設、増設	国前 交付基本 額の 1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%)			
	循環型社 会形成推 進交付金 (最終処 分場再生 事業)	市町村・一部事務組合等	最終処分場に既に埋め立 てられている廃棄物を減 容し、埋立処分量を増加 する事業	国直 交付基本 額の1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%)			
	循環型社 企進 企 企 定 定 定 定 定 之 定 定 定 定 之 定 定 定 定 之 之 定 定 定 之 之 始 数 数 的 的 。 設 的 的 。 。 数 数 的 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	市町村・一部事務組合等	廃棄物処理施設の一部を 改良・改造する事業	国的 交付基本 (し尿酸に) 上 の (し尿酸に) 皮酸に) 皮酸 (皮酸) 皮酸 (皮膚) 以上		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要人 (野対入債 は50%)			

施設	事業名	事業主	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 置	説明	根拠法令等	摘 要
名	循環型社 会形成権 進交付金 (漂流・漂 着ごみ処 理施設)	土体 市町村・一部事務組合等	漂流・漂着ごみ処理施設 の新設、増設	無 切 金 国直 交付基本 額の 1/3	101	一般廃棄 物処理事 業 (充当率) 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還金の50%を基準要額に第一次の分割を基準要額に対対債は50%)	〈交付対象事業〉 地域計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領を参照 〈交付対象団体〉 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 ただし、健島地域、山村地域、半島地域、過疎地域にある市町村	循環型社会交 形成在查交付金 網 循環型社会交 形成在交付金 形成在交付 数要額	資源循環推進課
	循環型社 会形成付金 でコミュ ニティ・) ラント)	市町村・一部事務組合等	コミュニティ・プラント の新設、増設	国店 交付基本 額の 1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要系 (財対債 は50%)	たたし、陸が地域、山内地域、土地地域、地域地域にからいつになるを含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。		
	廃棄物処 理施交付テリ でルリリオ (マテリサ イクル (連施設)	市町村・一部事務組合等	マテリアルリサイクル推 進施設の新設、増設	国直 交付基本 額の1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の 50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は 50%)	(交付対象事業) 地域計画及び災害廃棄物処理計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、廃棄物処理施費機合行金交付取扱要領を参照 《交付対象団体》 人口5万人以上又は面積400㎞以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 ただし、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。	廃棄物処理 施設を交付金 不動態を変付要 解棄整整付金 を が を が を が を が を で が を で り を で り の を の を の を の り の り の り の り の り の り の	資源循 環推進 課
	廃棄物処 理施設を 備では (エネルレ ギー回取物 型廃離設)	市町村・一部事務組合等	エネルギー回収型廃棄物 処理施設の新設、増設	国直 交付の1/3 (高か収なび備設な第場の た施要対場の た施要対場を に必要した を を を を を を を を は を は り に り と り と り た り た り た り た り た り た り た り た		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の 50% を基準財 政需要 に算入 (財対債 は 50%)			
	廃棄物処 理確於整 備交棄報 (廃棄組 進搬中継 施設)	市町村・一部事務組合等	廃棄物運搬中継施設の新 設、増設	国直 交付基本 額の1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の 50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は 50%)			
	廃棄物処整 備交最終 (最終 (可 (最終 (可 (最終 (可 (要 (要 (要 (要 (要 (要 (要 (要 (要 (要 (要 (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で	市町村・一部事務組合等	最終処分場の新設、増設	受付基本額の1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%)			
	廃棄物処 理施設付金 (最終與 分場再生 事業)	市町村・一部事務組合等	最終処分場に既に埋め立 てられている廃棄物を減 容し、埋立処分量を増加 する事業	国直 交付基本 額の1/3		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%)			
	廃棄物処 理能設督金 (廃理整節 (廃理整節) 必基備改 (政理解的) (東理解的) (東東)	市町村・一部事務組合等	廃棄物処理施設の一部を 改良・改造する事業	国店 交付基本 の 1/3 (し尿設に二 酸化最次に二 酸化量が以さい の 1/2 の 4/3 に 1/2 の 1/3 の 1/3		一般廃棄 物処理事 業 (充当率) 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%)			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫 補助金	県補助金 他	地方債	交付税措 置	鋭 明	根拠法令等	摘要
廃棄物処理施設	一 素 排対費 金 化出策交 進導事ネ付 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	市町村・一部事務組合等	一酸化炭素排出抑制に資 する廃棄物処理施設の整 備	国直 交付基本 額の1/3 (高効率 エネル収に 必要な設 備の場合 は1/2)		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還金の50% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%)	< 交付対象事業> 地域計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業) 交付取扱要額を参照 〈交付対象団体〉 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物 処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて 一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 た成棄軟物の処理を行う地方公共団体とする。 すだし、離島地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。	二酰性原素 排出類素 化炭素对交 付的設事要 化炭制类 (先導) 在 化炭素 大量 化炭素 (表现) 一种 大量 (表现) 一种 大量 (表现) 一种 大量 (表现)	資源循環推進課
	二素制業金 化出策交 進導事棄施先備進 應理の設事 (設備進產理の設事 (政本) (政本)	市町村・一部事務組合等	廃棄物処理施設の二酸化 炭素排出抑制に資する先 進的設備の導入	国恵 交付基本 額の 1/2		一般廃棄 物処理事 業 〈充当率〉 90% (財対債 15%を含 む)	元利償還 金の50% を基準財 政需算入 (財対債 は50%)		交付取极要額	
自然公園施設	国定公園等整備事業	市町村	国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業	国間		一般輔助備等等等等。 一般新等等。 一般新等等。 一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一		(1) 国定公園において行われる次に掲げる施設の整備事業 (国定公園事業として実施するものに限る。)。詳細は「自然環境整備交付金交付要綱」による。 ア 道路 (自転車道) ウ 道路 (申道)	自備分類。	自然環境